

第44回衆議院議員総選挙 第20回最高裁判所裁判官国民審査

9月11日
のお知らせ

第44回衆議院議員総選挙および第20回最高裁判所裁判官国民審査が、平成17年9月11日に執行されます（詳しくは本誌35ページ）。
仕事や私用などで、投票日当日に投票所へお越しになれない方は「期日前投票」制度をご利用になれます。
このページでは、期日前投票と、投票所の一部変更をご案内します。

期日前投票

西区の選挙人名簿に登録されている方で、投票日当日に次の事由に該当すると見込まれる方は、投票日前に左記により期日前投票ができます。
なお、投票をする時点において、20歳未満の方は、従来の不在者投票による投票となります。

《期日前投票の事由》

- ① 仕事に従事する方。
- ② 冠婚葬祭を行う方とその親族、結婚式の仲人、葬儀の役員などの手伝いをする方。
- ③ 用務（レジャーなどの私用を含む）のため投票区の区域外に旅行または滞在する方。
- ④ 病気、けが、身体の障がいなどのため歩行が困難な方。
- ⑤ 西区の区域外に転居した方。

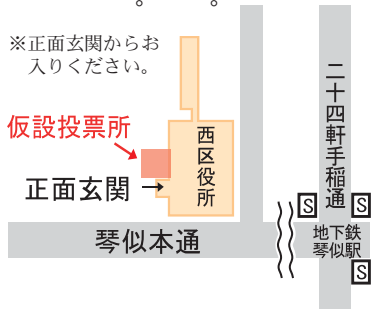
《期日前投票の期間・受付時間・場所》

衆議院議員総選挙
8月31日(水)～9月10日(土)。
最高裁国民審査
9月4日(日)～9月10日(土)。

時間 期間中毎日・午前8時
30分～午後8時。
場所 西区役所正面玄関横仮設投票所（琴似2-7）。

下図参照。

※投票所案内はがきが届いていましたらお持ちください。

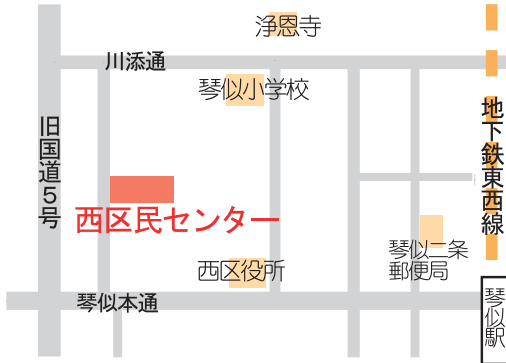


投票所が変わります

琴似2条1丁目・2丁目にお住まいの方

変更後の投票所

西区民センター（琴似2条7丁目1-21）



※有権者の増加に伴い、投票区域の一部を変更するものです。

西野4条1丁目～8丁目・西野5条1丁目～10丁目
西野番地（306番地、319番地）にお住まいの方

変更後の投票所

手稲東小学校（西野4条3丁目7-1）



※改築工事の完了により、西野地区センターから従前より使用していた手稲東小学校に変更するものです。

西町南1丁目～12丁目・西町北1丁目～13丁目

変更後の投票所

にお住まいの方

手稲東児童会館（西町北10丁目3-8）



※これまでの投票所（西町まちづくりセンターと西町会館）は階段を使わなければ投票できなかったことから、これを解消するため、投票所を変更するものです。

福井1丁目～10丁目・福井番地一円・小別沢一円

変更後の投票所

福井野中学校（福井6丁目12-10）



※これまでの投票所（福井野小学校）の改装工事に伴い、投票所を一時的に変更するものです。

詳細 西区選挙管理委員会TEL641-2400内線216～218